

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなすものとする。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (4) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあつては、その役員（条例第2条第3号アに規定する役員をいう。）及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者
- (5) 下請契約等 下請契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (6) 不当介入 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）からの工事の妨害その他の不当な手段による要求をいう。

(契約からの暴力団等の排除)

第3条 受注者は、暴力団等と下請契約等を締結してはならない。

- 2 受注者は、下請契約等を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 3 受注者は、下請契約等（本工事契約の履行に伴い締結する下請契約等を一次下請契約等として、以下、下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等であることが判明したときは、発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対し当該下請契約等の受注者を当該下請契約等から排除するよう要請しなければならない。
- 4 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、本工事契約の履行に伴い不当介入を受けたときは、発注者に報告するとともに、兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）へ届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約等を締結している当該下請契約等の受注者が、不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

第4条 発注者は、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するかどうかを確認するため、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

(情報の利用)

第5条 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。

- 2 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。
- 3 発注者は、警察署長から得た情報を他の業務において条例の目的に従い暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に条例の目的に従い提供することができる。

(受注者が暴力団等であった場合の発注者の解除権)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告も要せず直ちに本工事契約を解除することができる。

- (1) 暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 暴力団等であると知りながら、その者を下請契約等の相手方としていたとき。
 - (3) 暴力団等に請負代金債権を譲渡していたとき。
 - (4) 暴力団等を下請契約等の相手方としていた場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当し、発注者が本工事契約を解除した場合において、受注者は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に契約期間における予定数量を乗じて算出した額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として

発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者が第1項の規定により本工事契約を解除された場合において、発注者に損害が生じたときであつて、前項の違約金によってはその損害の全部を補うことができないときは、受注者は、その不足額を賠償するものとする。

4 第1項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じても、受注者は、発注者に対してその損害を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

第7条 受注者は、本工事契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、本工事契約の締結時まで、次に掲げる事項を記載した誓約書(高砂市指定様式。以下「誓約書」という。)を提出するものとする。

(1) 受注者は、暴力団等に該当しないこと。

(2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者とししないこと。

(3) 受注者は、下請契約等の受注者が暴力団等と下請契約等を締結しないように指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対し当該二次以下の下請契約等の受注者を当該下請契約から排除するよう要請すること。

(4) 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。

(5) 受注者が前4号に掲げるもののほか、本工事請負契約書及び本工事契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(6) 受注者は、下請契約等の受注者から、発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時までに発注者に提出すること。

(7) 受注者は、下請契約等の受注者が前号の誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。

(8) 受注者は、第6号の規定により下請契約等の受注者から提出させて保管している誓約書を発注者が提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。

(9) 発注者が受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかわを確認するために、その役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

(10) 受注者は、本工事契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、発注者に報告するとともに、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をを行うこと。

(11) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するとともに、発注者にも報告し、警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力をを行うよう指導すること。

(12) 受注者は、下請負契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき又は下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、発注者に報告するとともに、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者とともに捜査上必要な協力をすること。

2 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超える場合には、当該下請契約等の受注者に発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後直ちに提出させなければならない。

3 受注者は、下請契約等の受注者が前項の誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、前3項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

第8条 受注者は、この特約に定める事項を履行するに当たって必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。